

淀川河川公園 全体協議会	淀川河川公園 ●●地域協議会	淀川河川公園協議会（仮称） 規約（案）
<p>施行：平成25年3月1日</p>	<p>施行：平成24年4月1日</p>	<p>施行：令和●年●月●日</p>
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、「淀川河川公園全体協議会」(以下、「全体協議会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、「淀川河川公園上流域地域協議会」(以下、「協議会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(設置) 第1条 都市公園法（昭和 31 年法律第79条）第17条の2の規定に基づく公園協議会として、「淀川河川公園協議会（仮称）」(以下、「協議会」という。)を設置する。</p>
		<p>(目的) 第2条 協議会は、淀川河川公園基本計画の基本方針である「淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくり」を目指し、公園の整備や管理運営に関する審議・確認を行うことを目的とする。</p>
<p>(対象地区) 第2条 全体協議会で検討する対象地区は、淀川河川公園及びその予定区域とする。</p>	<p>(対象地区) 第2条 協議会で検討する対象地区は、八幡市、大山崎町、島本町域に位置する淀川河川公園及びその予定区域とする。</p>	<p>(対象地区) 第3条 協議会で検討する対象地区は、淀川河川公園及びその予定区域とする。</p>
<p>(目的) 第3条 全体協議会は、淀川河川公園地域協議会について、淀川河川公園基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営に関する協議が適切に行われているかどうかの点検を行うことを目的とする。 2 全体協議会は、前項の点検の他、淀川河川公園全体に関わる整備及び管理運営上の課題について協議し助言することができる。</p>	<p>(目的) 第3条 協議会は、淀川河川公園において、基本計画の理念を実現するため、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を聞き、各地区におけるゾーニング計画の実現や、具体的な整備や管理運営への反映について協議を行うことを目的とする。</p>	<p>(第2条にて掲載済み)</p>
		<p>(協議等) 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる協議等を行う。 (1) 淀川河川公園基本計画の方針や内容、ゾーニング計画に基づき、新規に開園する地区の公園整備計画案に関する審議 (2) 既存の公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関する確認</p>
<p>(全体協議会の構成) 第4条 全体協議会は別紙に掲げる委員をもって構成する。 2 委員の任期は、本規約を施行する日から平成27年3月31日までとする。 3 委員の再任は、全体協議会の合意によるものとする。</p>	<p>(協議会の構成) 第4条 協議会は次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 利用者・利用団体の代表者 (2) 地域住民の代表者 (3) 地域の自然環境等に関し専門的な知識を有する者 (4) 地元自治体の職員 2 委員の任期は委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、第7条に規定する 退会及び解任がない場合は、翌年度の1年間に限り自動更新するものとする。 3 委員の再任は、協議会の合意によるものとする。</p>	<p>(委員の構成) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。 (1) 学識経験者 (2) 公園管理者 (3) 運営管理者（公園管理センター） (4) 関係府・指定都市 (5) 関係市町</p>

淀川河川公園 全体協議会	淀川河川公園 ●●地域協議会	淀川河川公園協議会（仮称） 規約（案）
		<p>（委員の任期）</p> <p>第6条 委員の任期は2年とする。</p> <p>2 委員の再任は妨げないが、在任期間は通算して25年を上限とする。</p> <p>3 委員への委嘱は、原則満65歳までとし、満70歳以降には再任は行わないものとする。</p>
		<p>（事務局）</p> <p>第7条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。</p> <p>2 事務局は、淀川河川事務所河川公園課に置く。</p> <p>3 淀川河川事務所は、事務局の所掌事務を民間企業等に委託することができる。</p>
		<p>（会長）</p> <p>第8条 協議会には、会長 1 名を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選によってこれを定める。なお、会長に事故があるときは、会長代理を委員の互選によって決定する。</p> <p>3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 会長の任期は2年とし、再任は連続3期を上限とする。</p>
		<p>（アドバイザー）</p> <p>第9条 協議会は、第5条に規定する委員の他に、整備や管理運営に関する助言を得るため、協議会にアドバイザーを置くことができる。</p> <p>2 アドバイザーは、会長が委員の合意を得てこれを選任する。</p> <p>3 アドバイザーの任期は、最長2年までとする。</p>
	<p>（地区会議）</p> <p>第5条 地域協議会は、必要に応じて、地区毎に関係者による地区会議を設置することができるものとする。</p>	<p>（部会）</p> <p>第10条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。</p> <p>2 部会は、会長及び事務局が指名する委員で組織する。</p> <p>3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員のうち、会長及び事務局の指名により決定する。</p> <p>4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、互選によって指名された委員が部会長の職務を代行する。</p>
	<p>（新規加入）</p> <p>第6条 新たに委員になろうとする者は、第14条に規定する事務局に、委員となる意思表示を行い、協議会の合意が得られた場合に、委員となることができる。</p>	

淀川河川公園 全体協議会	淀川河川公園 ●●地域協議会	淀川河川公園協議会（仮称） 規約（案）
	<p>（退会及び解任）</p> <p>第7条 退会しようとする者は、第14条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。</p> <p>2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。</p>	<p>（退会及び解任）</p> <p>第11条 退会しようとする者は、第7条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。</p> <p>2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員、または、アドバイザーを解任することができる。</p>
	<p>（会長及び副会長）</p> <p>第8条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>（1）会長は協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>（2）副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を補佐する。</p>	<p>（第8条にて掲載済み）</p>
<p>（全体協議会の会議）</p> <p>第5条 全体協議会の会議は委員の発議及び事務局からの要請により招集する。</p> <p>2 全体協議会の会議の議事は、事務局がこれに当たる。</p> <p>3 委員の過半数の合意がある場合は、全体協議会の会議に委員以外の者の出席を要請し、意見を聴取することができる。</p>	<p>（協議会の会議）</p> <p>第9条 協議会の会議は会長が招集する。</p> <p>（1）協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>（2）会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。</p>	<p>（会議）</p> <p>第12条 協議会の会議は会長からの要請により招集する。</p> <p>2 協議会の会議の議事は、事務局がこれに当たる。</p> <p>3 協議会は、第5条第1項に定める委員のうち過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。</p> <p>5 会議は、必要に応じて、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して開催することができる。</p>
		<p>（合意）</p> <p>第13条 協議会の会議の合意は、会議に出席した委員のうち過半数の賛成により成立するものとする。</p>
		<p>（代理出席）</p> <p>第14条 第5条第1項に定める委員が都合により協議会に出席できない場合、その委員は職務上の代理者を協議会に出席させ、委員の職務にあたらせることができる。</p>
	<p>（運営）</p> <p>第10条 会議は次の事項を遵守し運営する。</p> <p>（1）自由な発言の尊重</p> <p>（2）特定の個人・団体の誹謗・中傷の禁止</p> <p>（3）各委員の尊重（地域住民・利用者・自治体・公園管理者の役割の尊重）</p> <p>（4）建設的な提案型の意見交換</p>	
<p>（公開）</p> <p>第6条 全体協議会の会議は、原則として公開とする。</p> <p>2 全体協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。</p> <p>3 全体協議会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。</p>	<p>（公開）</p> <p>第11条 協議会の会議は、原則として公開とする。</p> <p>2 協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。</p> <p>3 協議会の資料・議事要旨は、印刷物等で公開する。</p>	<p>（公開）</p> <p>第15条 協議会の会議は、原則として公開とする。</p> <p>2 協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。</p> <p>3 第12条第5項に定めるWEB会議システムの方法による会議の公開は、インターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。</p> <p>4 協議会の資料・議事要旨は、ホームページ等で広く公開する。</p>

淀川河川公園 全体協議会	淀川河川公園 ●●地域協議会	淀川河川公園協議会（仮称） 規約（案）
<p>（会議録）</p> <p>第7条 全体協議会の会議録は、発言内容の要旨を記載した議事録を作成する。</p>	<p>（会議録）</p> <p>第12条 協議会の会議録については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。</p> <p>（1）発言内容は要旨とする。</p> <p>（2）発言者は匿名とし、地域住民・利用者・行政委員・学識者委員・事務局に区分して記載する。</p>	<p>（会議録）</p> <p>第16条 協議会の会議録については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。</p> <p>（1）発言内容は要旨とする。</p> <p>（2）発言者は匿名とし、学識経験者、公園管理者、運営管理者、関係府・指定都市、関係市町、事務局に区分して記載する。</p>
<p>（合意）</p> <p>第8条 全体協議会の会議の合意は、委員の過半数の賛成により成立するものとする。</p>	<p>（合意）</p> <p>第13条 協議会の会議の合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。</p>	<p>（第13条にて掲載済み）</p>
<p>（事務局）</p> <p>第9条 全体協議会の会務を処理するために事務局を設ける。</p> <p>2 事務局は、淀川河川事務所に置く。</p> <p>3 淀川河川事務所は、事務局を民間企業等に委託することができる。</p>	<p>（事務局）</p> <p>第14条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。</p> <p>2 事務局は、淀川河川事務所に置く。</p> <p>3 淀川河川事務所は、事務局を民間企業等に委託することができる。</p>	<p>（第7条にて掲載済み）</p>
<p>（事務局の所掌事務）</p> <p>第10条 事務局は次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）全体協議会の会議の議事に関する事項</p> <p>（2）全体協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項</p> <p>（3）その他、全体協議会が付託する事項</p>	<p>（事務局の所掌事務）</p> <p>第15条 事務局は次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）協議会の会議の議事に関する事項</p> <p>（2）協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項</p> <p>（3）その他、協議会が付託する事項</p>	<p>（事務局の所掌事務）</p> <p>第17条 事務局は次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）協議会の会議の議事に関する事項</p> <p>（2）協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項</p> <p>（3）その他、協議会が付託する事項</p>
<p>（要綱改正）</p> <p>第11条 この要綱は全体協議会の委員の発議により、委員総数の三分の二以上（委任状含む）の合意を得て、改正することができる。</p>	<p>（要綱改正）</p> <p>第16条 この要綱は協議会の委員の発議により、委員総数の三分の二以上（委任状含む）の合意を得て、改正することができる。</p>	<p>（規約改正）</p> <p>第18条 この規約は、第5条第1項に定める委員の三分の二以上（委任状含む）の合意を得て、改正することができる。</p>
		<p>（雑則）</p> <p>第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会での協議により定めるものとする。</p>